

旭川医科大学情報基盤センター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学情報基盤センター運営委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学情報基盤センター運営委員会規程（平成 16 年旭医大達第 82 号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) センター長</p> <p>(2) 図書館長</p> <p>(3) <u>研究技術支援センター長</u></p> <p>(4) 経営企画部長</p> <p>(5) 遠隔医療センター長</p> <p>(6) 一般教育の教授，准教授及び講師のうちから 1 人</p> <p>(7) 基礎医学の教授，准教授及び講師のうちから 1 人</p> <p>(8) 臨床医学の教授，准教授及び講師のうちから 1 人</p> <p>(9) 看護学科の教授，准教授及び講師のうちから 1 人</p> <p>(10) 事務局企画調整役(総務・教務担当)</p> <p>(11) その他センター長が必要と認めた者</p>	<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) センター長</p> <p>(2) 図書館長</p> <p>(3) <u>教育研究推進センター長</u></p> <p>(4) <u>病院経営企画部長</u></p> <p>(5) <u>病院遠隔医療センター長</u></p> <p>(6) 一般教育の教授，准教授及び講師のうちから 1 人</p> <p>(7) 基礎医学の教授，准教授及び講師のうちから 1 人</p> <p>(8) 臨床医学の教授，准教授及び講師のうちから 1 人</p> <p>(9) 看護学科の教授，准教授及び講師のうちから 1 人</p> <p>(10) 事務局企画調整役(総務・教務担当)</p> <p>(11) その他センター長が必要と認めた者</p>

2 前項第 6 号から第 9 号まで及び第 11 号の委員は、学長が委嘱する。

(略)

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 11 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

【改正理由】

教育研究推進センターの組織再編に伴い、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものである。

2 前項第 6 号から第 9 号まで及び第 11 号の委員は、学長が委嘱する。

(略)